

告示

埼玉県告示第百八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和三年十一月四日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第七〇五号
肥料の種類	食品残さ加工肥料
肥料の名称	みどりくん
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 二・五 加里全量 一・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	大村商事株式会社 埼玉県志木市下宗 岡二丁目十八番二 十号